

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（環境局気候変動対策部環境都市づくり課）…

告示

○建築基準法による道路位置の指定

（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…

○令和五年東京都告示第六百三十九号（平成二十一年東京都告示第十三百三十六号（東京都建築物環境配慮指針）の全部改正）の一部改正

（環境局気候変動対策部環境都市づくり課）…

○令和五年東京都告示第七十九号（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第二十三条の七から第二十三条の十三までの規定並びに東京都建築物環境配慮指針第三章第五、四及び第七、三の規定に基づき知事が別に定める事項）の一部改正

（同）…二

規則

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年六月二十二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百十七号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する

規則

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条の五の五第二項第四号中「ハまでの欄における住宅用途B E Iの値は別表第一の五備考三本文の規定により、同表三の項の表二の欄を「二までの欄」に、「」の値は」を「」の値は、」に改め、「それぞれ」を削る。

別表第一の五 三の部建築物の熱負荷の低減に関する基準の項中

外皮平均熱貫流率が〇・八七以下（地域区分四における中小規模特定建築物については〇・七五以下）であること。

外皮平均熱貫流率が〇・六〇以下であること。

を

外皮平均熱貫流率が〇・六〇以下であること。

に改め、同部設備システムの

エネルギー利用の低減に関する基準の項中「住宅用途B E Iが〇・八五」を「住宅用途B E I（再生可能エネルギーを除く。）が〇・八」に、「住宅用途B E Iが〇・八以下」を「住宅用途B E I（再生可能エネルギーを除く。）が〇・七五以下」に、「住宅用途B E Iが〇・九」を「住宅用途B E I（再生可能エネルギーを除く。）が〇・八」に改め、同表備考三中「以下この項において同じ。」を削り、同表備考三ただし書を削り、同表備考四ただし書中「三の項の表二の欄」を「三の項の表イから二までの欄」に、「同表二の欄」を「同表イから二までの欄」に、「用途に」を「各用途に」に改める。

附則

この規則は、令和九年四月一日から施行する。

告示

●東京都告示第七百七十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和八年六月二十二日

東京都多摩建築指導事務所長

佐藤 至

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）

法第四十二条

令和八年六月四日

狛江市駒井町一丁目二百五十四番十、二百五十五番八、二百五十六番一及び同番十七の各一部

延長

二一・七八

五・五三

幅員

〇・一五

〇・一九

四・一九

五・〇〇

●東京都告示第七百七十四号

令和五年東京都告示第六百三十九号（平成二十一年東京都告示第千三百三十六号（東京都建築物環境配慮指針）の全部改正）の一部を次のように改正する。

令和八年六月二十二日

東京都知事 小池 百合子

別表第四一の部建築物の熱負荷の低減に関する基準の項中

外皮平均熱貫流率が0.6以下であること。

外皮平均熱貫流率が0.46以下であること。

外皮平均熱貫流率が0.46以下であること。

改め、同部設備システムのエネルギー利用の低減に関する

基準の項中「0.8以下であること。」を「0.7以下であること。」に、「0.75」を「0.65」に改める。

附則

この告示は、令和九年四月一日から施行する。

●東京都告示第七百七十五号

令和五年東京都告示第七百七十九号（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第二十三条の七から第二十三条の十三までの規定並びに東京都建築物環境配慮指針第三章第五 四及び第七 三の規定に基づき知事が別に定める事項）の一部を次のように改正する。

令和八年六月二十二日

東京都知事 小池 百合子

別記第二号様式その一中「~~特定計画住宅等建築主又は~~」を「~~特定計画住宅等建築主・~~」に改め、同様式その二を次のように改める。

別記第2号様式 その2

- 11 中小規模特定建築物の区分別の各基準に対する適合状況
（1）省エネルギー性能基準及び誘導すべき同基準に関する事項
ア 住宅の用途

中小規模特定建築物の区分	（ア）建築物の熱負荷の低減に関する事項			（イ）設備システムのエネルギー利用の低減に関する事項			
	外皮平均熱貫流率 （U A 値）	基準に対する 適合状況	誘導すべき 基準 に対する 適合状況	住宅用途B E I	基準に対する 適合状況	住宅用途B E I （誘導基準）	誘導すべき 基準 に対する 適合状況
分譲戸建住宅	W/(㎡・K)						
注文戸建住宅	W/(㎡・K)						
賃貸共同住宅	W/(㎡・K)						
分譲共同住宅	W/(㎡・K)						
その他の住宅	W/(㎡・K)						

イ 住宅以外の用途

中小規模特定建築物の区分	（ア）建築物の熱負荷の低減に関する事項			（イ）設備システムのエネルギー利用の低減に関する事項			
	B P I	基準に対する 適合状況	誘導すべき 基準 に対する 適合状況	非住宅用途B E I	基準に対する 適合状況	非住宅用途B E I （誘導基準）	誘導すべき 基準 に対する 適合状況
延べ面積300㎡以上の建築物							
延べ面積300㎡未満の建築物							

- （2）再生可能エネルギー利用設備設置基準及び誘導すべき同基準に関する事項

中小規模特定建築物の区分	基準に対する 適合状況	誘導すべき 基準 に対する 適合状況
全ての建築物		

- （3）電気自動車充電設備整備基準及び誘導すべき同基準に関する事項

中小規模特定建築物の区分		基準に対する 適合状況	誘導すべき 基準 に対する 適合状況
一戸建ての住宅			
一戸建ての住宅以外	共同住宅		
	住宅以外の用途		

備考 1 分譲戸建住宅は都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則別表第1の5 3の項の表イ、注文戸建住宅は同表ロ、賃貸共同住宅は同表ハ、分譲共同住宅は同表ニ、その他の住宅は同表ホに規定するものを示す。
2 （1）及び（3）の基準及び誘導すべき基準に対する適合状況の欄は、当該中小規模特定建築物の区分における全ての建築物が当該基準に適合する場合は「適合」と記載し、適合しない建築物がある場合は「適合しない」、全ての建築物において当該基準が適用されない又は当該区分の建築物を新たに建設し、又は新築しようとしなかった場合は「－」と記載すること。
3 （2）の基準及び誘導すべき基準に対する適合状況の欄は、当該基準に適合する場合は「適合」と、適合しない場合は「適合しない」と、全ての建築物において当該基準が適用されない場合は「－」と記載すること。

附 則
この告示は、令和九年四月一日から施行する。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
三〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

